

# 住宅総合 ガイドブック

令和6年3月発行

台東区

# 目 次

## I 公的住宅等の案内

高齢者住宅(シルバーピア) .....	1
特定優良賃貸住宅(指定法人管理型) .....	2
都営住宅 .....	3
都民住宅 .....	4
公社一般賃貸住宅 .....	4
UR賃貸住宅 .....	4
東京都優良民間賃貸住宅 .....	4
母子生活支援施設(さくら荘) .....	4
特別区人事・厚生事務組合更生施設、宿所提供的施設及び宿泊所 .....	4
高齢単身者向の公営住宅等応募資格について .....	5

## II 住まいに関する支援

住宅修繕資金融資あっせん制度 .....	6
不燃化特区における建替え等助成制度 .....	6
整備地域不燃化加速助成制度 .....	7
住まいの共同化と安心建替え支援制度 .....	7
北部地区防災性向上の推進事業 .....	8
安全で安心して住める建築物等への助成 .....	8
老朽建築物等の除却工事費用助成制度 .....	9
緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化助成制度 .....	9
狭あい道路拡幅整備事業 .....	10
アスベスト対策費助成制度 .....	10
住宅金融支援機構の融資 .....	10

## III 子育て世帯・高齢者等への居住支援

子育て世帯住宅リフォーム支援制度 .....	11
子育て世帯向け補助事業(「子供を守る」住宅確保促進事業) .....	11
高齢者等住み替え居住支援制度 .....	12
高齢者等家賃等債務保証制度 .....	12
高齢者住宅改修予防給付 .....	13
高齢者住宅設備改修給付 .....	13
家具転倒防止器具取付 .....	14
介護(予防)住宅改修費支給 .....	14
住宅設備改善費の給付(障害者向け) .....	15
生活福祉資金 .....	15
不動産担保型生活資金 .....	15
住宅用火災警報器設置助成 .....	16
サービス付き高齢者向け住宅 .....	16
あんしん居住制度 .....	16
住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度 .....	17

## IV マンション管理に関する支援

マンション計画修繕調査費助成制度 .....	18
マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度 .....	19

マンションよろず相談室 .....	19
マンションセミナー .....	20
マンショングループ相談会 .....	20
マンション管理・修繕相談員派遣制度 .....	21
マンション理事長等連絡会 .....	21
マンション管理組合登録制度 .....	21
マンション管理計画認定制度 .....	22
たいとうマンション通信 .....	22
マンション耐震改修工事等助成制度 .....	22
マンション耐震改修工事に伴う利子補給制度 .....	23
集合住宅防災資器材購入費助成制度 .....	23
集合住宅防災ハンドブック .....	24
共同住宅(マンション)向け省エネコンサルタント派遣 .....	24
マンション省エネガイドブック .....	25
東京都マンションポータルサイト .....	25
分譲マンション総合相談窓口 .....	25

## V 環境に関する助成制度

住宅向け再生可能エネルギー機器等助成金制度 .....	26
高反射率塗料施工助成金制度 .....	26
窓、外壁等の遮熱・断熱改修助成金制度 .....	26
雨水タンク設置助成金制度 .....	27
東京都既存住宅省エネ改修促進事業 .....	27
民間施設緑化助成制度 .....	27
プランター設置助成制度 .....	28

## VI 住まいに関する届出等

新築、増築、改築の建築確認申請 .....	29
住居番号付定申請 .....	29
長期優良住宅認定制度 .....	29
低炭素建築物認定制度 .....	29
東京こどもすくすく住宅認定制度 .....	29

## VII その他制度等

防災出前講座 .....	30
住居確保給付金 .....	30
マイホーム借上げ制度 .....	30
住宅性能表示制度 .....	31
安心R住宅 .....	31

## VIII 相談窓口一覧

台東区の相談窓口 .....	32
その他の相談窓口 .....	33

## I 公的住宅等の案内

### 高齢者住宅(シルバーピア)

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1213

高齢者に配慮した設備(緊急通報システム等)を備えた住宅です。入居者の安否確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、生活相談等のためにワーデン(生活協力員)やLSA(生活援助員)が建物内に居住しているか、または派遣されています。

#### ▼申込資格

申込みできる方は、次のすべてにあてはまる方です。

(1)台東区に引き続き3年以上居住していること。

(2)現に住宅に困窮していること。次の①～⑦のいずれかに該当する方。

①正當な事由による立退きの要求(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く)を受け、  
適當な立退き先がない。

②保安上危険かつ衛生上有害な状態にある住宅に居住している。

③収入に比して著しく過重な家賃の支払いをしなければならない。

(3)年齢が満65歳以上であること。

(4)単身または2人世帯であること。

(5)所得が定められた基準内(前年所得が単身で256万8千円以内、2人世帯で294万8千円以内)であること。

(6)独立して日常生活を営むことができる。

(7)申込者(同居者を含む)が暴力団員でないこと。

#### ▼募集について

入居者の募集は、通常年1回行っています。申込書(募集案内)は、募集期間中(土日祝を除く)に限り、区役所5階住宅課、1階戸籍住民サービス課、区民事務所・区民事務所分室及び地区センター、老人福祉センター、老人福祉館、地域包括支援センターで配布します。

#### ▼シルバーピア一覧

名 称	所 在 地	戸 数	
		世帯	単身
きよかわ	清川1-18-5	1	23
したや	下谷3-14-3	3	20
今 戸	今戸2-36-9		12
千 束	千束3-14-1		19
みのわ	三ノ輪1-27-11	5	6
寿	寿3-4-4	3	17
入 谷	入谷1-14-6		14
日本堤	日本堤1-1-10		20
西 町	東上野2-23-8	1	10

名 称	所 在 地	戸 数	
		世帯	単身
三 筋	三筋2-23-5		10
浅 草	浅草3-26-5	1	15
蔵 前	蔵前4-10-7		18
千 和	千束3-18-18	4	20
かっぱ橋	西浅草2-24-4	3	2
金 竜	入谷2-6-1		24
西浅草	西浅草2-25-8	4	1
東 泉	三ノ輪1-28-18	9	18

※住宅の指定はできません。

- ・使用料は居室面積、入居者の所得等によって決められます。
- ・各住宅とも台所、トイレ、ユニットバス、押入れ等が付いています。
- ・間取り及び面積は各住宅、居室により異なります。

## 特定優良賃貸住宅(指定法人管理型)

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1213

区内にある民間の優良な賃貸住宅を指定法人が20年間管理し、世帯の所得に応じて家賃の軽減を図った、中堅所得者層を対象とするファミリー世帯向けの住宅です。区外にお住まいの方も申込みができます。なお、単身の方は申込みできません。

### ▼申込資格

- 申込みできる方は、次のすべてにあてはまる方です。
- (1) 現に同居し、または同居しようとする親族等がいること。
  - (2) 日本国籍または日本国に永住する資格を有していること。
  - (3) 世帯の所得が定められた基準内であること(下記の所得基準表参照)。
  - (4) 現に居住する住宅に困っていること。
  - (5) 住民税を滞納していないこと。
  - (6) 申込者(同居親族等を含む)が暴力団員でないこと。

### ▼所得基準表

家族数(申込者本人を含む)	所得区分別の基準額
2人	2,780,000円～7,592,000円
3人	3,160,000円～7,972,000円
4人	3,540,000円～8,352,000円
5人	3,920,000円～8,732,000円
6人	4,300,000円～9,112,000円

### ▼募集について

あき家入居登録者の募集については、随時行っております。

### ▼住宅一覧

名 称	所 在 地	管 理 開 始	管 理 終 了
ラフォーレ・ACT3	入谷2-6-1	平成17年4月	令和7年3月末

※入居者負担額(使用料)は契約家賃に達するまで毎年、管理開始月(4月)に3.5%上昇します。

また、入居者負担額のほかに、毎月共益費をお支払いいただきます。

※管理終了後は、住宅所有者の意向により退去となることがあります。退去とならなくても、家賃、共益費、更新料などの条件は変わります。

# 都営住宅

問合せ

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894  
テレホンサービス ☎ 03-6418-5571



住宅にお困りの一定所得以下の方のために、東京都が低額な家賃で供給している住宅です。

申込書及び募集案内は、募集期間中（土日祝を除く）に限り、区役所5階住宅課、1階戸籍住民サービス課、区民事務所・区民事務所分室及び地区センターで配布します。

▼申込資格（概要） ※詳しくは募集案内をご覧ください。

家族向 (抽せん方式)	(1) 東京都内に居住していること (2) 同居親族がいること（パートナーシップ関係にある方を含む） (3) 所得が定められた基準内であること (4) 住宅に困っていること (5) 入居する方が暴力団員でないこと
家族向 (ポイント方式)	上記(1)～(5)に加え、申込者本人が東京都内に引き続き3年以上居住している、ひとり親世帯・高齢者世帯・心身障害者世帯・多子世帯等のいずれかであること
単身者向 (抽せん方式)	(1) 東京都内に引き続き3年以上居住している方で、配偶者がいないこと、 単身で居住していること (2) 次のいずれかにあてはまること ①60歳以上の方 ②身体障害者手帳（1～4級）、愛の手帳（1～4度）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級）のいずれかの交付を受けている方 ③配偶者等から暴力を受けた被害者で、一定の条件を満たす方 ④生活保護を受給している方など (3) 所得が定められた基準内であること (4) 住宅に困っていること (5) 申込者が暴力団員でないこと

※家族向（ポイント方式）とは、抽せんによらず、住宅困窮度を判定し、使用予定者を決めるための募集です。住宅困窮度の高い方から順に、募集戸数分の世帯の書類審査の対象者とします。さらに審査に合格した世帯を都営住宅の使用予定者として登録します。

▼年間募集予定

(1)【家族向・単身者向】年4回定期募集

募集期間	対象世帯
5月上旬・11月上旬	家族向・単身者向・定期使用住宅（若年夫婦・子育て世帯）
2月上旬・8月上旬	家族向（ポイント方式）・単身者向・シルバービュア

(2)【家族向・単身者向】毎月募集（抽せん方式）

毎月中旬頃に募集します。オンラインでも申込みできます。

(3)【家族向】随時募集（先着順方式）

定期募集（年4回）および毎月募集で申込みのなかった住宅の一部で、住宅は随時追加します。  
入居資格審査が順調に進んだ場合、最短で申込みから3か月程度で入居できます。

(4)【山谷地域の簡易宿泊者等向】山谷地域特別割当募集（抽せん方式）

公益財団法人東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センターが、山谷地域の簡易宿所等に宿泊している方を対象に募集を行います。詳しくは、同センター（☎ 03-3874-8089）へお問い合わせください。

## 都民住宅

東京都と国の補助により入居者の家賃負担を軽減した中堅所得者層を対象とするファミリー世帯向けの賃貸住宅です。住宅、世帯の所得金額により家賃補助が受けられる場合があります。詳しくは各センターへお問い合わせください。



住宅の種類	問合せ
東京都施行型	JKK東京(東京都住宅供給公社) 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894(代)
指定法人管理型	JKK東京(東京都住宅供給公社) 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244(代)

## 公社一般賃貸住宅

問合せ JKK東京 公社住宅募集センター ☎ 03-3409-2244(代)

JKK東京(東京都住宅供給公社)が管理・供給する賃貸住宅です。家賃補助はありません。詳しくは、公社住宅募集センターへお問い合わせください。



## UR賃貸住宅

問合せ UR八重洲営業センター ☎ 03-3271-0611

UR都市機構(独立行政法人都市再生機構)が管理・供給する賃貸住宅です。  
詳しくは、UR営業センターへお問い合わせください。



## 東京都優良民間賃貸住宅

問合せ 東京都住宅政策本部 民間住宅部計画課 助成管理担当 ☎ 03-5320-4952

東京都が定めるバリアフリー等の一定の建設基準を満たす良質な民間賃貸住宅です。住宅の管理は、一般的の民間賃貸住宅と同じく建物所有者(問合せ先は管理・仲介事業者)が行っています。物件情報等詳しくは東京都のホームページをご覧ください。



## 母子生活支援施設(さくら荘)

問合せ 予育て・若者支援課 ☎ 03-5246-1237

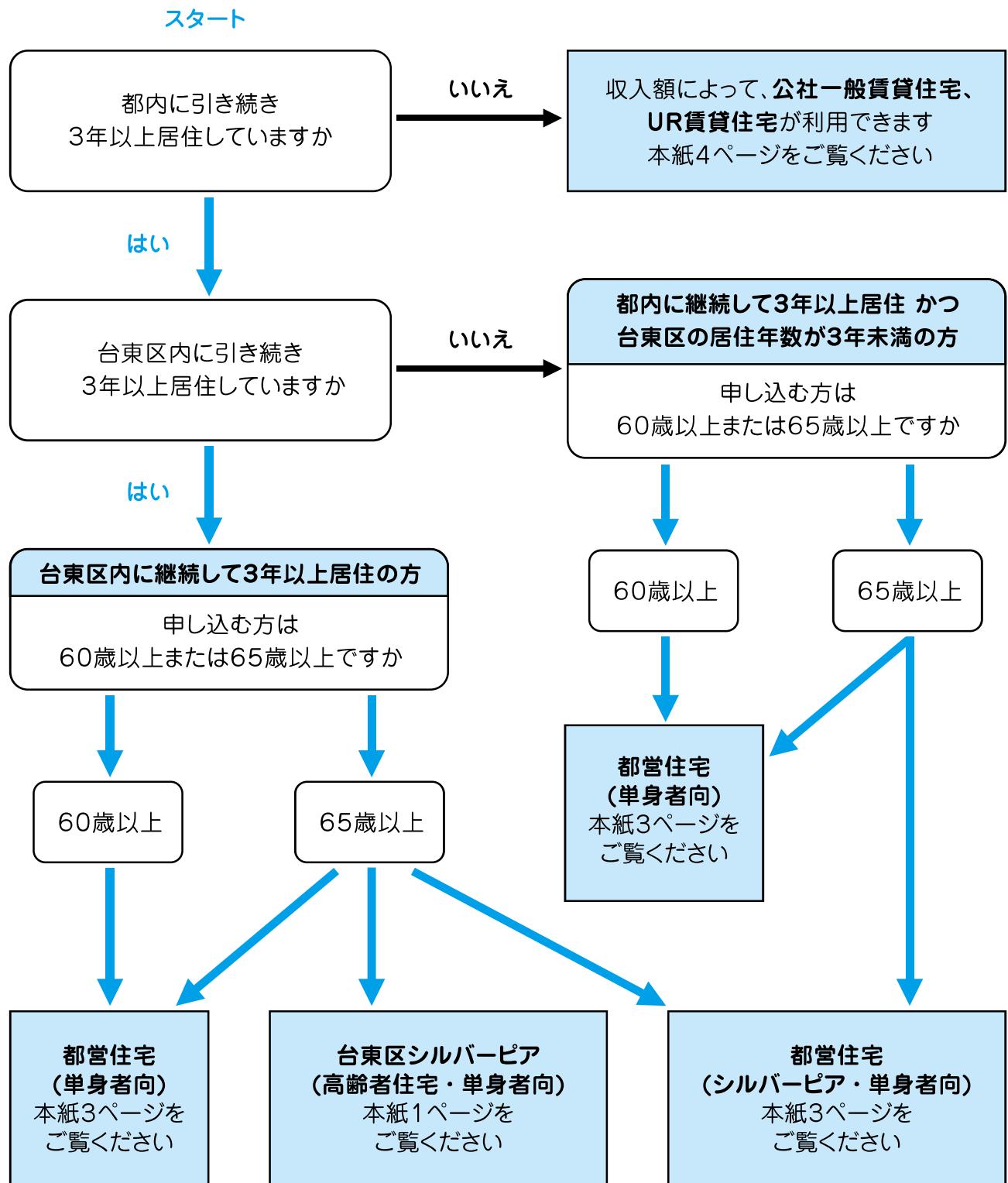
お子さんが18歳未満の母子世帯で、子供の養育等生活をしていく上で様々な問題を抱えている方を対象に、生活の場を提供し、自立に向けて家庭生活、就労、児童の教育などに関する相談・助言を行う等の支援を行っています。

## 特別区人事・厚生事務組合更生施設、宿所提供的施設及び宿泊所

問合せ 保護課 ☎ 03-5246-1183

生活に困窮し立退きを強いられたり、り災等で住宅被害にあった世帯へ、居室を一時的に提供し、この間に生活の安定を図るために、23区が共同して設けている社会福祉施設です。

# 高齢(60歳以上)単身者向の公営住宅等応募資格について



※上記の条件のほか、都営住宅や高齢者住宅の入居に関しては、収入額等の条件がございます。  
応募資格等の詳細は、それぞれの住宅等の募集案内などを必ず確認してください。

## II 住まいに関する支援

### 住宅修繕資金融資あっせん制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1217

区内にある自己用住宅またはマンション等共用部分の修繕・リフォームに必要な資金を取扱金融機関にあっせんし、利子の一部を区が負担します。工事着手前の申請が必要です。

※区が直接融資するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

#### ●対象者

- 1 区内に1年以上住所を有している
- 2 最終返済時の年齢が75歳未満 など

#### 自己用住宅

##### ●対象工事

耐震改修、外壁、屋根、バルコニー、屋上防水、内装、給配水管、設備修繕工事、アスベスト除去工事等

##### ●融資あっせん金額

工事費の80%以内で、10万円以上500万円以内

#### マンション等共用部分

※管理組合ではなく、個人に対するあっせんです。

##### ●対象工事

マンションの外壁、廊下、階段の塗装、屋上防水、手すり等の鉄部塗装、給配水管の取替え等

##### ●融資あっせん金額

1戸あたりの工事負担額(管理組合等の修繕積立金を引いた額)の80%以内で、10万円以上100万円以内

### 不燃化特区における建替え等助成制度

問合せ 地域整備第三課 ☎ 03-5246-1365



不燃化特区(谷中2・3・5丁目)内で、地震発生時における大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の除却工事費等の一部を助成します。

#### 【老朽建築物除却助成】

●助成対象費 除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費の一部

●助成金額 助成対象費または除却単価(別に定める額)に延べ面積を乗じた額の  
いずれか低い額 上限150万円

#### 【戸建建替え・共同建替え助成】 ※老朽建築物除却助成と併用可能

●助成対象費 ①建築設計費及び工事監理費の一部  
②建築工事費の一部

●助成金額 ①助成対象費または補助対象床面積に応じた別に定める額の  
いずれか低い額 上限150万円  
②1階から3階までの床面積の合計に応じた別に定める額

## 整備地域不燃化加速助成制度

問合せ

【浅草北部地域】 地域整備第二課 ☎ 03-5246-1366  
【谷中地域】 地域整備第三課 ☎ 03-5246-1365



整備地域内で、地震発生時における大規模な市街地火災や都市機能の低下を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の除却工事費等の一部を助成します。

### 【老朽建築物除却助成】

- 助成対象費 除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費の一部
- 助成金額 助成対象費または除却単価(別に定める額)に延べ面積を乗じた額の  
いずれか低い額 上限120万円

### 【戸建建替え・共同建替え助成】 ※老朽建築物除却助成と併用可能

- 助成対象費 建築設計費及び工事監理費の一部
- 助成金額 助成対象費または補助対象床面積に応じた別に定める額の  
いずれか低い額 上限80万円

### 【共通事項】

- 対象区域 (浅草北部地域)  
千束4丁目、日本堤1・2丁目、橋場2丁目、東浅草1・2丁目、竜泉3丁目  
(谷中地域)  
根岸2丁目の一部、上野桜木2丁目の一部、谷中1丁目の一部・谷中4丁目・  
6丁目の一部・7丁目

## 住まいの共同化と安心建替え支援制度

問合せ

共同化・三世代助成 住宅課 ☎ 03-5246-9028  
安心助成 地域整備第三課 ☎ 03-5246-1365



市街地における住環境の整備及び機能の向上並びに災害に強いまちづくりの促進を図るため、建築物の建替え工事費等の一部を助成します。

### 【共同化助成】

- 助成対象費 権利の異なる複数の敷地で、複数の権利者が共同に建築する1棟の建設工事費の一部
- 助成金額 建築延床面積×基準工事単価×基本設計料率×80%、  
そのほか建築主の人数による加算及び仮住居費の加算

### 【三世代助成】

- 助成対象費 高齢者に配慮した三世代住宅の建設工事費の一部
- 助成金額 120万円

### 【安心助成】

- 助成対象費 準防火地域内(不燃化特区を除く)の耐火・準耐火建築物の建設工事費の一部
- 助成金額 120万円または240万円(耐火性能の仕様により異なる)  
※一定の条件を満たす場合は、耐震化推進加算として50万円

## 北部地区防災性向上の推進事業

問合せ 地域整備第二課 ☎ 03-5246-1366



浅草北部地区で、地震発生時における大規模な市街地火災による被害を防ぐとともに、住環境の整備及び機能の向上を図るため、建築物の建替え工事費の一部を助成し、地区的さらなる防災性の向上を推進します。

### 【不燃化建替え助成】

- 助成対象費 木造建築物を耐火建築物等または準耐火建築物等へ建替える際の工事費
- 助成金額 240万円
- 対象区域 東浅草2丁目、橋場2丁目、日本堤1・2丁目

## 安全で安心して住める建築物等への助成

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1335

### 1.耐震診断・補強設計・耐震改修工事助成

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた建築物及び昭和56年6月1日から平成12年5月31日まで(新耐震基準※1)に建てられた木造住宅に対する耐震診断等の費用の一部を助成します。

#### 【耐震診断助成】

区内の建築物や煙突等の工作物について、所有者または使用者が地震・台風等の自然災害に備えて自己の責任において安全を確認し、災害を未然に防止する目的で実施する耐震診断に対し助成します。(要事前申請)

##### ●助成金額

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ①木造の住宅            | 診断費用の10／10、上限20万円 ※2 |
| ②木造以外の住宅          | 診断費用の1／2、上限50万円      |
| ③住宅以外の建築物、煙突等の工作物 | 診断費用の8／10、上限20万円 ※2  |

#### 【補強設計助成(木造住宅のみ)】

区の助成を受けて耐震診断を実施した木造住宅(旧耐震基準・新耐震基準)について、改修工事設計案と改修工事費の概算見積書の作成に対し助成します。(要事前申請)

##### ●助成金額

- 補強設計にかかった費用の1／2、上限10万円 ※2

#### 【耐震改修工事助成】

区の助成を受けて補強設計を実施した住宅の耐震改修工事に対し助成します。(要事前申請)

##### ●助成金額

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| ①旧耐震基準   |                      |
| 重点地域内の住宅 | 耐震改修工事費用の2／3、上限200万円 |
| 重点地域外の住宅 | 耐震改修工事費用の1／2、上限150万円 |
| ②新耐震基準   |                      |
| 区内的木造住宅  | 耐震改修工事費用の1／2、上限100万円 |

※1 令和6年度からの助成対象

※2 令和6年度からの助成金額

## 2.ブロック塀等の改善工事助成

ブロック塀等の撤去・改善のため、工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

### ●対象工事

区内にある道路に面した高さ1.2mを超えるブロック塀等で、安全性に支障があるものを撤去・改善する工事

### ●助成金額 工事費の1/2、上限15万円

※区から通学路沿道ブロック塀等適合性調査結果通知書を受けた塀等は助成内容が異なる可能性があるため、別途お問い合わせください。

## 3.掛け・擁壁の改修工事助成

安全で安心して住めるまちづくりのため、掛け・擁壁の改修工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

### ●対象工事

「掛け・擁壁個別実態調査」の対象となった、掛け・擁壁を撤去・改善する工事

### ●助成金額 工事費の3/10、上限100万円

## 4.外壁等落下防止の改善工事助成

台風や地震など災害時に、建物の落下物等から歩行者を守るため、防止対策に要した費用の一部を助成します。(要事前申請)

### ●対象工事

区内にある建築物のうち、道路に面した3階以上の外壁等(外装材、窓ガラス、屋根ふき材、広告塔、水槽、煙突等)の部分で、落下の恐れがあるものを撤去・改善する工事

### ●助成金額 工事費の5/100、上限50万円

## 老朽建築物等の除却工事費用助成制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1335

耐震診断の結果により倒壊の危険性が高いと判断された建築物等を除却する場合、除却工事費用の一部を助成します。(要事前申請)

### ●対象建築物

昭和56年5月31日以前(旧耐震基準)に建てられた建築物(不動産販売または不動産貸付、貸駐車場を業とする者が当該業のため除却する工事は除く)で、耐震診断の結果、木造の場合は評点0.7未満、非木造の場合はIs値0.3未満であること。

### ●助成金額

除却工事費の1/3、上限50万円

## 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化助成制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1335

災害直後の避難や救助活動、緊急物資の輸送等に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道の建築物や、多数の者が利用する建築物で一定の要件を満たす建築物について耐震診断、補強設計及び耐震改修工事等の費用の一部を助成します。(要事前申請)

## 狭い道路拡幅整備事業

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1337

敷地に接する道路の幅員が4m未満の場合、建築確認申請の30日前までに狭い道路の事前協議が必要となります。区では、後退した用地の整備や助成制度を設け、狭い道路の拡幅整備に取り組んでいます。

## アスベスト対策費助成制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1340

吹付け石綿等が露出している戸建住宅・共同住宅で、アスベスト調査及びアスベスト対策工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

## 住宅金融支援機構の融資

問合せ 独立行政法人 住宅金融支援機構

【フラット35・リフォーム融資】 ☎ 0120-0860-35

【マンション共用部分リフォーム融資】 ☎ 03-5800-9366

### ●フラット35

民間金融機関と住宅金融支援機構が提携し、申込者または親族が居住するための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入に対し、最長35年の長期固定金利住宅ローンを提供します。詳しくは、住宅金融支援機構のホームページをご覧ください。

ホームページ <https://www.flat35.com/>

### ●リフォーム融資

高齢者向け返済特例制度を利用する方

・部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事、または耐震改修工事

高齢者向け返済特例制度を利用しない方

・耐震改修工事

### ●マンション共用部分リフォーム融資

マンション管理組合（法人格の有無は問いません）がマンション共用

部分のリフォーム工事（大規模修繕等）を行う場合

詳しくは右記二次元コードからホームページをご確認ください。



※上記以外も、融資制度がありますので、詳しくは、ホームページ等をご覧ください。

### III 子育て世帯・高齢者等への居住支援

#### 子育て世帯住宅リフォーム支援制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1468



安全に安心して子育てができる居住環境の整備を目的としたリフォーム工事を行う方に対し、リフォーム工事に要する費用の一部を助成します。工事着手前の申請が必要です。

##### ●対象者

小学生以下の子供を扶養し同居していること、または出産前で母子健康手帳の交付を受けた方がいることなど

##### ●対象工事（※物品のみの購入は対象外です。）

手すりの取付、段差の解消、滑りの防止のための床材の変更等、進入防止フェンスの設置、コンセント位置の移動、引き残しの確保のための扉の取替等、柱・壁・作り付け家具等の面取り加工等、ドアストッパー等の設置、指はさみ防止のための折戸取替等、浴室扉の鍵の設置等

##### ●助成金額

工事費（消費税を除く）の1／3、上限20万円（千円未満切り捨て）

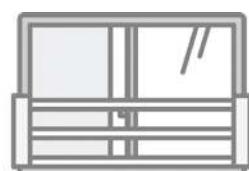
※所得制限（申込者及び申込者と同居する方全員の前年（1月から6月に申請する場合は前々年）の総所得金額の合計が800万円以下）等の条件があります。

#### 子育て世帯向け補助事業（「子供を守る」住宅確保促進事業）

問合せ 東京都住宅政策本部民間住宅部 安心居住推進課 子育て支援住宅担当  
☎ 03-5320-5011・4907



マンションにお住まいの方などが子供の安全確保のための工事等を行う際に東京都の補助金が受けられるものです。申請にあたっては、東京都のホームページから条件等を確認のうえ、担当窓口にご相談ください。工事着手前の申請が必要です。



## 高齢者等住み替え居住支援制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1468



建物の取り壊しなど、自己の責任によらない理由により立ち退きを受け、区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居した方に対して、支払った転居費用（礼金・仲介手数料・引越費用）を助成します。転居先の賃貸借契約締結前に申込みが必要です。

### ●対象者

高齢者、障害者、ひとり親世帯

### ●申込資格（次のすべてに該当すること）

- ①区内に引き続き3年以上住んでいる
- ②区内の民間賃貸住宅から区内の別の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住する
- ③生活保護を受給していない
- ④前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯は256万8千円以下、2人以上世帯は、この額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下である
- ⑤世帯全員が住民税を滞納していない

### ●助成金額

転居費用として支払った礼金・仲介手数料・引越費用の合計、上限15万円（千円未満切り捨て）※ただし、立ち退き料を受領した場合は、転居費用の実費から立ち退き料相当額を差し引いた額を助成します。

## 高齢者等家賃等債務保証制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-1468



区内の民間賃貸住宅へ転居する際に、家賃の支払いを保証する保証会社を利用した場合に、支払った初回保証料の一部を助成します。

### ●対象者

高齢者、障害者、ひとり親世帯

### ●申込資格（次のすべてに該当すること）

- ①区内に引き続き3年以上住んでいる
- ②区内の民間賃貸住宅に転居し、継続して居住する
- ③緊急連絡先がある
- ④生活保護を受給していない
- ⑤前年の世帯の総所得の合計額が、単身世帯は256万8千円以下、2人以上世帯は、この額に世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額以下である
- ⑥世帯全員が住民税を滞納していない

### ●助成金額

保証会社に支払った初回保証料の1／2、上限2万円（千円未満切り捨て）

## 高齢者住宅改修予防給付

問合せ 高齢福祉課 ☎ 03-5246-1222・1224

在宅の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、住宅改修が必要と認められる方に対して、その改修工事費用の一部を助成します。

※工事着工前の申請が必要です。必ず着工前にご相談ください。

### ●対象者

区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、日常生活に困難があり、要介護認定の結果が「非該当」の方のうち、区の調査の結果、これを改善するために住宅の改修が必要と認められる方

### ●対象工事

手すりの取付工事、段差の解消工事、滑り止めのための床材変更工事、引き戸等への扉交換工事、洋式便器等への便器の取替工事

※助成には要件・限度額があります。

⇒介護保険の認定結果が「要介護」「要支援」の方は、同様の給付を介護保険課で実施しています(P14参照)。介護保険課(☎03-5246-1249)へ相談してください。

## 高齢者住宅設備改修給付

問合せ 高齢福祉課 ☎ 03-5246-1222・1224

在宅の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、これを改善するために住宅設備の改修または新たに住宅設備を設ける必要があると認められる方に対して、その設備改修工事費用の一部を助成します。

※工事着工前の申請が必要です。必ず着工前にご相談ください。

### ●対象者

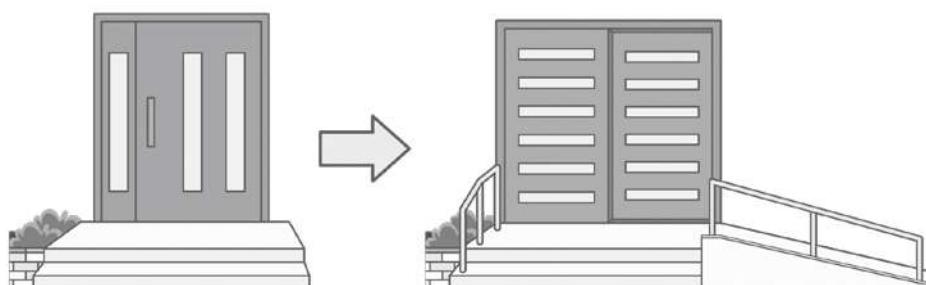
区内に住所を有する在宅の65歳以上の高齢者で、日常生活に困難があり、区の調査の結果、これを改善するために住宅の改修または新たに住宅設備を設ける必要があると認められる方

※新設工事については、「要介護2」以上で、一定の要件に該当する方

### ●対象工事

浴槽の取替工事・新設工事、流し台または洗面台の取替工事・新設工事、便器の洋式化工事・洋式便器の新設工事、1階床の新設工事、階段昇降機の新設工事

※助成には要件・限度額があります。



## 家具転倒防止器具取付

問合せ 高齢福祉課 ☎ 03-5246-1222・1224



高齢者が暮らしている世帯に対して、家具等に転倒防止器具を3点まで無料で取付けます。  
(助成は1世帯1回限り)

●対象世帯 区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の一人暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯
- ②65歳以上の高齢者が在宅で生活している世帯で、世帯全員の住民税が非課税である世帯

●利用者負担 自己負担なし

## 介護(予防)住宅改修費支給

問合せ 介護保険課 ☎ 03-5246-1249



要介護・要支援認定を受けた方が、転倒予防や介護負担軽減のため、手すりの取付け等の住宅改修をするときにその費用の一部を助成します。

※工事施工前の申請が必要です。施工前にご相談ください。

●対象者

区内に住所を有し要介護・要支援認定を受け、住宅の改修が必要と認められる方  
(住民登録地以外で行う住宅改修は、保険対象外です)

●対象工事

手すりの取付け、床段差の解消、滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更、  
引き戸等への扉の取替え、洋式便器への便器の取替え等の改修

※助成には要件・限度額があります(確認のため、区から調査にうかがう場合があります)。

⇒介護保険で「非該当」の方は、同様の給付を高齢福祉課で実施しています(P13参照)。

高齢福祉課(☎03-5246-1222)へ相談してください。

## 住宅設備改善費の給付(障害者向け)

問合せ 障害福祉課 ☎ 03-5246-1201・1202

在宅の障害者(児)が日常生活を容易に送れるよう、浴室・便所・玄関・台所・居室の設備改善費の給付を行います。なお、給付にあたり、障害程度・年齢その他の要件があるほか、世帯全員の所得に応じて自己負担があります。

※工事施工前の申請が必要です。必ず施工前にご相談ください。

●対象種目

種 目	障害程度	年 齢
小規模改修	①下肢または体幹1級・2級・3級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者 ※特殊便器への取替えは上肢1・2級	6歳以上 65歳未満
中規模改修	①下肢または体幹1級・2級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上 65歳未満
屋内移動設備	①上肢、下肢または体幹1級 ②補装具として車いすの交付を受けている内部障害者	6歳以上

## 生活福祉資金

問合せ 台東区社会福祉協議会 ☎ 03-5828-7547

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を目的に、資金の貸付と相談支援を行います。収入基準など貸付要件があります。

【住居移転のための費用】

引越しや賃貸契約の更新に伴う費用を貸し付けします。上限50万円

【住宅の改修・設備に要する費用】

住宅の改修・補修・整備に係る経費を貸し付けします。上限250万円

## 不動産担保型生活資金

問合せ 台東区社会福祉協議会 ☎ 03-5828-7547

将来にわたり自宅での生活を希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産(土地・建物)を担保に生活資金を貸し付けします。

●対象世帯

- ①借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯
- ②世帯の構成員が原則として65歳以上 など

●対象不動産(土地・建物)

- ①賃借権等の利用権及び抵当権等の担保権が設定されていない
- ②土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅(集合住宅は不可)

●貸付内容

貸付月額は30万円以内(原則として3カ月ごとに交付) など

※その他に貸付要件があります。

## 住宅用火災警報器設置助成

問合せ 台東区社会福祉協議会 ☎ 03-5828-7541

住宅用火災警報器（煙式）の設置費用を助成します。（1世帯1台）

●対象世帯

区内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

①65歳以上の高齢者のみの世帯

②身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者がいる世帯

※有効に作動する火災報知器が設置されている世帯や公営住宅など、一部対象外となる世帯があります。詳しくはお問い合わせください。

●利用者負担 1,000円（税込）

## サービス付き高齢者向け住宅

問合せ 公益財団法人 東京都福祉保健財団 ☎ 03-3344-8637



サービス付き高齢者向け住宅とは、安否確認や生活相談など、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅です。

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムでは、全国の都道府県等に登録されたサービス付き高齢者向け住宅の情報が公表されていますので、高齢者ご自身のニーズにあった住まいを探すことができます。

## あんしん居住制度

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター  
あんしん居住制度担当 ☎ 03-5989-1784



あんしん居住制度とは、高齢者等が、住み慣れた住宅、住み慣れた地域で、安心して住み続けられるよう、「見守りサービス」、「葬儀の実施」、「残存家財の片付け」のサービスを行う制度です。



## 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度(住宅セーフティネット制度)

問合せ

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター  
住宅セーフティネット担当 ☎ 03-5989-1791



高齢者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度です。

### ●住宅をお探しの方

- ・住まいにお困りの方でも入居できる住宅の情報を得ることができます。
  - ・NPO等の居住支援法人や居住支援協議会により、住まい探しや入居後の生活の困りごと(生活相談、家賃債務保証等)へのサポートが受けられます。
- 右記二次元バーコードより、セーフティネット住宅情報提供システム  
にアクセスできます。



### ●貸主の方

- ・お持ちの賃貸住宅を登録し、高齢者等の住宅確保要配慮者に対し、広く情報を公開することで入居希望者とのマッチングが進み、空き家対策になることが期待できます。
- ・一定の条件に該当する場合は、改修費などの補助や住宅金融支援機構の融資が受けられる場合があります。

※東京都のセーフティネット住宅の愛称「東京ささエール住宅」



## IV マンション管理に関する支援

### マンション計画修繕調査費助成制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内のマンションが、大規模修繕の計画的な実施や長期修繕計画を作成するために、共用部分の建物（配線等電気関係を含む）及び設備（給排水）の調査を実施する際、調査費の一部を助成します。調査前の申請が必要です。

#### ●対象費

共用部分の建物調査費（電気関係を含む）及び給排水調査費

#### ●対象者

- ・分譲マンションの管理組合
- ・賃貸マンションを所有する個人または法人（社宅、寮及び公的住宅は除く）

#### ●助成金額

下記の①・②または助成限度額のいずれか少ない額

①助成金額=調査費（消費税を除く）×住宅専用面積／（住宅以外の専用面積+住宅専用面積）×1／3

②助成金額=調査費（消費税を除く）×住戸数／全戸数×1／3

※助成限度額

調査項目	住宅戸数	助成限度額
建物調査	50戸以下	30万円
	51戸～100戸	44万円
	101戸以上	67万円
給排水調査	100戸以下	19万円
	101戸以上	29万円



## マンション共用部分バリアフリー化支援助成制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内のマンションの共用部分のバリアフリー化工事を行う場合に費用の一部を助成します。延べ面積の1／2以上が居住用のマンションが対象です。工事着手前の図面確認・申請が必要です。

### ●対象工事

マンションの共用部分、または敷地内における下記のバリアフリー化工事

- ①段差の解消(スロープの設置)
- ②手すりの取付(廊下・階段・エレベーター内等)

※工事は「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準じる内容となること

### ●対象者

- ・分譲マンションの管理組合
- ・賃貸マンションを所有する個人(社宅、寮及び公的住宅は除く)

### ●助成金額

バリアフリー化工事に要した費用(消費税を除く)の1／3以内、上限50万円

## マンションよろず相談室

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの日常生活におけるトラブル・管理・維持・修繕についての相談に弁護士または一級建築士が対応します。(年6回開催)

### ●対象者

分譲マンションまたは賃貸マンションの所有者

### ●定員

各回 弁護士3組・一級建築士3組(先着順・1組あたり45分程度)

### ●申込方法

住宅課窓口・電話による事前予約制

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区のホームページでお知らせします。

## マンションセミナー

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの運営に必要な情報等を動画形式で情報提供します。(年1回公開)

●対象者

分譲マンションの所有者または賃貸マンションの所有者

●視聴方法

台東区のYoutubeチャンネルにて配信。区のホームページに動画へのリンクを貼っていますので、そちらからご覧ください。

(上記の二次元コードからアクセスできます)

## マンショングループ相談会

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



A～Cのテーマ別のグループに分かれて相談員に相談し、参加者同士お互いの相談を参考にしたり、意見交換を行います。(年1回開催)

●対象者

分譲マンションの所有者

●テーマ別グループ

	主な内容	相談員
A	マンションの日常生活上のトラブル	弁護士
B	管理組合運営・管理業務(総会、理事会、管理会社との関係)	マンション管理士
C	日常の維持管理、大規模修繕、劣化診断(建物調査)	一級建築士

●申込方法

住宅課窓口・電話・ホームページの入力フォームによる事前申込制

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区のホームページでお知らせします。



## マンション管理・修繕相談員派遣制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの日常の維持管理や修繕に関して、専門的知識を有する相談員（1回につき弁護士、マンション管理士、一級建築士のうち、いずれか1人）をマンションの管理組合等（理事会・勉強会等）に派遣します。

ご利用される3週間前までに区に申請してください。

### ●対象者

分譲マンションの管理組合または賃貸マンションを所有する個人

### ●相談内容

- ・管理組合の運営に関する事（総会、理事会、管理規約等）
- ・日常生活のトラブルに関する事（騒音、生活マナー等）
- ・財務・会計に関する事（修繕積立金、管理費、滞納等）など

### ●派遣回数・費用

同一マンションにつき年4回（各回2時間）まで無料

※資料代や会場代等はご負担ください。

## マンション理事長等連絡会

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内の分譲マンションの管理組合間の情報交換や交流をはじめ、区等が実施する住宅関連施策の情報提供を行うことにより、マンションの適切な維持管理や日常生活上のトラブル、管理組合運営等に関する支援を行います。（年1回開催）

### ●対象者

分譲マンションの管理組合の理事長等

※参加希望の場合は、マンション管理組合理事長の事前登録が必要です。

※詳細は、開催日の概ね1か月前に「広報たいとう」や区のホームページでお知らせします。

## マンション管理組合登録制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内の分譲マンションの基礎的データや管理状況等の情報を区に登録していただき、マンションの適切な維持管理や改修、建替え等に関する情報提供を行います。また、一部の助成制度では、本制度に登録されていることが要件となります。登録には「マンション管理組合登録届出書」の提出が必要です。詳しくは区のホームページをご覧ください。

## マンション管理計画認定制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして区が認定を行います。認定を取得することで、マンションの市場評価の向上、管理の適正化の推進等の効果が見込まれます。詳しくは区のホームページをご確認ください。

## たいとうマンション通信(メールマガジン)

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



マンションセミナーや相談会の開催案内、区のマンション施策等を発信するとともに、マンション管理に役立つ情報を広く提供します。区のホームページからご登録ください。

## マンション耐震改修工事等助成制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内のマンションが、耐震アドバイザー派遣、耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を実施する場合に、費用の一部を助成します。

●対象マンション(以下すべてに該当すること)

- ・非木造の耐火または準耐火建築物で、住戸面積の合計が延べ面積の1／2を超える
- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている など

●対象者

- ・分譲マンションの管理組合または管理組合法人(耐震アドバイザー派遣を除き、耐震改修工事等実施について、総会決議により承認を得ていること)
- ・賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者

●助成金額

①耐震アドバイザー派遣

1回の派遣につき、2万円を限度とする。(同一マンションにつき5回まで)

②耐震診断、補強設計、耐震改修工事

助成対象費用の1／2(助成対象費用及び助成金額は面積に応じて限度額あり)

## マンション耐震改修工事に伴う利子補給制度

問合せ 住宅課 ☎ 03-5246-9028



区内の旧耐震マンションの耐震改修を促進するために、耐震改修工事に要する費用の融資を受ける場合、利子の一部を補給します。※区が直接融資するものではありません。融資の可否は、取扱金融機関が審査の上決定しますので、融資を受けられないことがあります。

●対象マンション(以下すべてに該当すること)

- ・昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた分譲または賃貸のマンション
- ・非木造の準耐火建築物である分譲マンション、あるいは非木造の耐火または準耐火建築物である賃貸マンション
- ・マンション耐震改修工事等助成制度の耐震改修工事助成を受けている
- ・独立行政法人住宅金融支援機構のリフォーム融資を利用する など

●対象者

- ・分譲マンションの管理組合または管理組合法人
- ・賃貸マンションの所有者である個人または中小企業者

●利子補給

最大利子補給率：1.0%、利子補給期間：7年、対象融資限度額：5千万円

## 集合住宅防災資器材購入費助成制度

問合せ 危機・災害対策課 ☎ 03-5246-1093



集合住宅を含めた地域全体の一体的な災害対応力をより一層向上させるため、集合住宅の管理組合等が自主的に購入する防災資器材費用の一部を助成します。購入前の申請が必要です。

●対象者

集合住宅管理組合等(総戸数10戸以上)

●助成要件

- ・管理組合等が町会に加入している
- ・新耐震基準を満たしている
- ・マンション管理組合登録制度(P21)に登録している
- ・過去10年以内に本事業による補助金の交付を受けていない など

●対象資器材

エレベーター、エスカレーター、スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ、リヤカー、AED、発電機、災害時用トイレ など  
※食料品、飲料水は助成対象外

●助成金額

防災資器材購入費用の1/2、または助成限度額のいずれか少ない額

※助成限度額

総戸数	助成限度額
10戸以上50戸未満	15万円
50戸以上100戸未満	30万円
100戸以上	45万円

## 集合住宅防災ハンドブック

問合せ 危機・災害対策課 ☎ 03-5246-1092



地震や風水害に対する日頃の備えや自主防災組織の立ち上げ方法等について、集合住宅に特化した内容を掲載しています。

●配布場所

区役所10階危機・災害対策課、各区民事務所・区民事務所分室及び地区センター、生涯学習センター

## 共同住宅(マンション)向け省エネコンサルタント派遣

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



区内の共同住宅の管理組合等へ、設備の運用改善や改修等をアドバイスする、省エネコンサルタントを無料で派遣します。また、現況調査により共同住宅ごとに省エネ提案書も作成し、結果報告します。

●対象

区内の共同住宅(主に管理組合)

●派遣の流れ

申請⇒(約2週間後)現況調査⇒(約3週間後)省エネ提案書を用いて結果報告

※その他、希望される場合は、管理組合の総会における事前説明会、及び総会において省エネ提案内容の説明・実施に向けてのアドバイスも行います



### 町会活動に参加してみませんか?

区では町会活動への参加をおすすめしています。

町会は、地域の清掃やパトロール、防災訓練、イベント等、さまざまな活動を行っています。

このような日頃の活動を通じ、近所の方と顔の見えるお付き合いをすることで、災害発生時等の“いざ”という時に、お互いに助け合うことができます。

地域や近隣の方々とのつながりを深め、一緒に地域を盛り上げていきませんか?

詳しくは区民課(☎03-5246-1122)へお問い合わせください。

## マンション省エネガイドブック

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281

マンションの主に共用部でできる省エネ対策を記載したガイドブックです。省エネ対策のほか、管理組合における合意形成の仕方等も掲載していますので、是非ご活用ください。  
環境課での配布のほか、区のホームページでも閲覧することができます。

## 東京都マンションポータルサイト

問合せ 東京都住宅政策本部 民間住宅部マンション課  
☎ 03-5320-5004



マンションの適正な管理及び老朽化したマンションの再生についての情報を発信しています。

- マンション管理に関すること  
分譲マンションの修繕への助成やマンション管理アドバイザー制度など
- マンション耐震化に関すること  
マンション耐震セミナーの開催など
- 建替、改修、敷地売却に関すること

詳しくは、東京都のホームページをご覧ください。

## 分譲マンション総合相談窓口

問合せ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター  
☎ 03-6427-4900



マンションの管理、建替えや改修に関する相談窓口です。詳しくは、東京都のホームページをご覧ください。



## V 環境に関する助成制度

### 住宅向け再生可能エネルギー機器等助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



戸建住宅や共同住宅に太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム、家庭用燃料電池（エネファーム）、LED照明を導入する方に費用の一部を助成します。なお、LED照明については、共同住宅の共用部分のみ対象となります。導入前に申請が必要です。

#### ●助成金額

- 太陽光発電システム（戸建住宅・共同住宅共用部分）  
出力1kWあたり5万円  
上限20万円（戸建住宅）・上限50万円（共同住宅共用部）
- 家庭用蓄電池システム  
蓄電容量1kWhあたり1万円、上限10万円
- 家庭用燃料電池（エネファーム）  
1台あたり14万円
- 共同住宅共用部用LED照明（新築・増改築は対象外）  
工事費用（税抜）×50%、上限75万円※  
※令和6年度から令和8年度までの助成金額

### 高反射率塗料施工助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



屋上または屋根部（笠木、立上り含む）等に、高反射率塗料（遮熱塗料）を施工する方への助成制度です。工事前に申請が必要です。

#### ●助成金額

- 工事費用（税抜）×20%、上限15万円

### 窓・外壁等の遮熱・断熱改修助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



既存の窓や外壁を遮熱・断熱性能の高いものに改修する方への助成制度です。工事前に申請が必要です。

#### ●助成金額

- 工事費用（税抜）×20%、上限15万円 ※新築・増改築は対象外

## 雨水タンク設置助成金制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1281



雨水を貯めておくタンク（雨水貯留槽）を設置される方への助成制度です。工事前に申請が必要です。

### ●助成金額

本体、付属機器の購入費及び設置費用（税抜）の50%、1台の上限5万円（2台まで）

## 東京都既存住宅省エネ改修促進事業

問合せ 東京都住宅政策本部民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当  
☎ 03-5320-5459



住宅の省エネ診断、省エネ設計及び省エネ改修に対する補助を受けられる制度です。申請にあたっては、東京都のホームページから条件等を確認のうえ、担当窓口にご相談ください。工事等契約・着工前の申請が必要です。

## 民間施設緑化助成制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1323

新たに屋上緑化、壁面緑化、地先緑化及び駐車場緑化を行う方に対し、工事費の一部を助成します。着工前の申請が必要です。

※この制度は、「台東区みどりの条例」で規定する「緑化計画書」の届出が必要となる緑化工事は助成の対象外です。

### ●助成金額（複数の助成金を同時に受ける場合は、助成金の上限は合計で50万円）

#### （1）屋上緑化（1m<sup>2</sup>以上施工する場合）

①2万円×助成対象緑化面積（m<sup>2</sup>）

②工事費（消費税除く）の1／2（①と②のいずれか低い額、上限30万円）

#### （2）壁面緑化（1m<sup>2</sup>以上施工する場合）

①5千円×助成対象緑化面積（m<sup>2</sup>）

②工事費（消費税除く）の1／2（①と②のいずれか低い額、上限15万円）

#### （3）地先緑化（接道部分を1m以上施工する場合）

①1万円×助成対象緑化延長（m）

②工事費（消費税除く）の1／2（①と②のいずれか低い額、上限10万円）

#### （4）民間貸駐車場緑化（1m<sup>2</sup>以上施工する場合）

①1万円×助成対象緑化面積（m<sup>2</sup>）

②工事費（消費税除く）の1／2（①と②のいずれか低い額、上限10万円）

# プランター設置助成制度

問合せ 環境課 ☎ 03-5246-1323

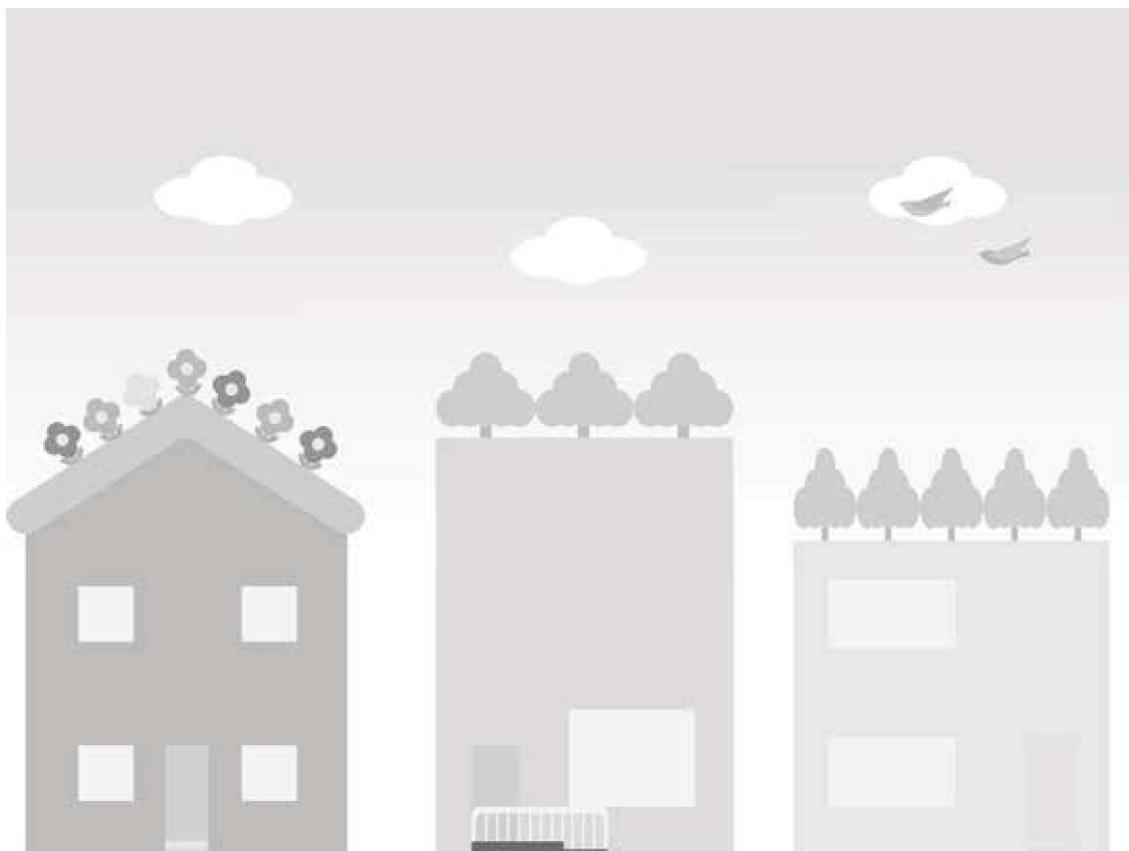
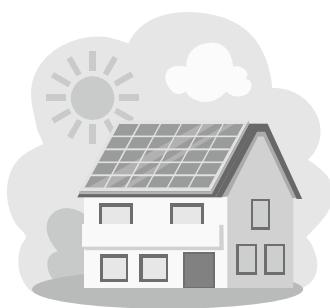
花を植えるプランターを設置される方に設置費用の一部を助成します。個人のほか、法人、共同住宅管理組合等の申請も可能です。※必ずプランターを設置する前に、ご相談ください。

## ●助成対象経費

- ・プランター及びハンギングバスケット(花を植える容器)の購入経費
- ・上記にある購入したプランター等に植える花苗代
- ・花を植えるための土・肥料代

## ●助成金額

- ①3万円×プランター設置面積(m<sup>2</sup>)
- ②プランター設置経費(消費税除く)の1/2 (①と②のいずれか低い額、上限5万円)



## VI 住まいに関する届出等

### 新築、増築、改築の建築確認申請

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1334

家を建てるには、敷地、用途、建ぺい率、容積率、高さ等の制限があり、工事を始める前に建築主事等の確認が必要です。工事に当たっては、規模により、施工時に中間検査を行います。

また、工事完了後に完了検査を受け、検査済証の交付を受けてから使用してください。

### 住居番号付定申請

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1332

建物を新築、改築した際には、住居表示（住居番号）の付定申請が必要です。住居番号の決定がなされていないと、住民登録ができませんのでご注意ください。

### 長期優良住宅認定制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1334

長期優良住宅とは、耐久性や耐震性、維持保全の容易性等について一定の性能を確保する新築住宅等をいいます。認定を受けるには、工事着手前に申請が必要です。なお、認定された住宅を建てるとき税制上の優遇を受けることができます。

### 低炭素建築物認定制度

問合せ 建築課 ☎ 03-5246-1334

低炭素建築物とは、低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等をいいます。認定を受けるには、工事着手前に申請が必要です。なお、認定された建築物を建てるとき税制上の優遇を受けることができます。

### 東京こどもすくすく住宅認定制度

問合せ 東京都住宅政策本部 民間住宅部安心居住推進課 子育て支援住宅担当  
☎ 03-5320-5011



居住者の安全性や家事のしやすさなどに配慮された住宅で、子育てを支援する施設やサービスの提供など、子育てしやすい環境づくりのための取組を行っている優良な住宅を東京都が認定する制度です。認定マークの活用や東京都のホームページによる公表等により認定物件を広くPRできます。

## VII その他制度等

### 防災出前講座

問合せ 危機・災害対策課 ☎ 03-5246-1092



町会やマンション、事業者等（区内在住または在勤の方）から、防災に関する講座を承ります。「地震・水害から身を守るには」、「家族との連絡方法について」など様々なテーマで、区の防災普及指導員が講師として講話をています。

### 住居確保給付金

問合せ 保護課 ☎ 03-5246-1158

離職、自営業の廃止、やむを得ない収入の減少や休業等により経済的に困窮し、住まいを喪失または喪失するおそれのある方を対象に、家賃に充てるための費用を支給し、住まいと就労機会の確保に向けた支援を行います。

●対象者

離職等の日から2年以内（要件にあてはまる場合は4年以内）、またはやむを得ない収入の減少や休業等の日において、その属する世帯の生計の主たる維持者であり、申請時の世帯の金融資産の合計が基準以下である方等

※受給中は決められた求職活動等を行う必要があります。

●支給額

単身世帯	53,700円（上限額）
2人世帯	64,000円（上限額）
3～5人世帯	69,800円（上限額）

※原則、不動産業者または大家等の口座に直接振込みます。

※6人以上の世帯については、お問い合わせください。

●支給期間

原則3か月、一定の要件により延長できる場合があります。

### マイホーム借上げ制度

問合せ 一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI） ☎ 03-5211-0757



原則、50歳以上の方の所有する空き家となった住宅を、JTIが借上げ、主として子育て世帯等に転貸する制度です。詳しくは、JTIのホームページをご確認ください。

## 住宅性能表示制度

問合せ

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 ☎ 03-5229-7440



「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するためつくられた制度です。

住宅の性能(構造耐力、省エネルギー性、遮音性等)について、共通のルール(表示の方法、評価の方法の基準)を設け、住宅の性能比較を容易にするとともに、住宅の性能に関する評価を客観的に行う第三者機関を整備し、評価の信頼を図ります。

## 安心R住宅

問合せ

国土交通省 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)

☎ 03-5253-8111(代)

※登録事業者団体に関する相談等

国土交通省 住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当)

※制度全般について

各登録事業者団体(国土交通省のホームページよりご確認下さい)



耐震性があり、インスペクション(建物状況調査等)が行われた住宅に対し、国の関与のもとで事業者団体が「安心R住宅」のロゴマークを付与しています。

安心R住宅付与の要件に、「安心」「きれい」「わかりやすい」の要件をもうけているため、既存住宅を安心して購入する目印となります。



## VIII 相談窓口一覧

### 台東区の相談窓口

相談の種類	内 容	相談日時 ※土日祝、12/29から1/3を除く	問合せ
一般区民相談	生活上的一般的な相談	月～金曜日 8時30分～17時	区民相談室 <b>☎03-5246-1025</b>
法律相談	相続・離婚・成年後見・金銭貸借・商事・借地借家など	月・水・金曜日 13時～16時(予約制) 相談日の1週間前の9時から電話で予約受付	
司法書士による法律相談	登記・裁判事務手続・借金返済・成年後見など	第1・3火曜日 13時～16時(予約優先) 相談日の1週間前の9時から電話で予約受付	
不動産相談	土地・家屋等の不動産相談など	第2・4火曜日 13時～16時(予約優先) 相談日の1週間前の9時から電話で予約受付	
測量・登記相談	土地・建物の調査・測量・登記など	第2・4火曜日 13時～16時(予約優先) 相談日の1週間前の9時から電話で予約受付	
住居の衛生相談	住まいのダニアレルギー調査、結露、住まいに発生する害虫等に関すること	月～金曜日 8時30分～17時	生活衛生課 <b>☎03-3847-9455</b>
空き家に関する総合相談窓口	空き家の管理、処分、利活用、相続手続き等	年4回程度 13時～16時 日程はお問い合わせください	住宅課 <b>☎03-5246-1468</b>
無料建築相談	家の建替え、修繕、耐震診断をはじめ建物の共同化等、建築に関すること	年4回程度 13時～16時 日程はお問い合わせください	
住宅確保要配慮者向けの入居相談窓口	高齢者、障害者、ひとり親世帯を対象とした民間賃貸住宅のお部屋探しに関すること	月～金曜日(予約優先) 8時30分～17時	
マンションよろず相談室	マンションの日常生活におけるトラブル・管理・修繕等に関すること	年6回(予約制) 13時30分～16時15分 日程はお問い合わせください (P19も参照)	住宅課 <b>☎03-5246-9028</b>
中高層建築物に係る建築調整	建築工事による日照阻害、プライバシー侵害、電波障害、工事中の騒音等の紛争の予防と調整	月～金曜日 8時30分～17時	住宅課 <b>☎03-5246-1217</b>
消費生活に関する相談	消費者トラブル全般に関する相談	月～金曜日 9時～16時	台東区消費生活センター <b>☎03-5246-1133</b>

## その他の相談窓口

相談の種類	内 容	相談日時	問合せ
不動産相談	賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談	月～金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) (電話相談)9時～17時30分 (面談相談・要予約) 10時～12時、13時～16時 ※面談は相談日の1週間前 から電話で予約受付 ※面談時間は30分	東京都住宅政策本部 不動産業課 都庁第2本庁舎3階 賃貸ホットライン ☎03-5320-4958
	不動産取引(売買・賃貸)のうち、宅地建物取引業法の規制対象となる内容についての相談	月～金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) (電話相談)9時～17時30分 (面談相談・要予約) 10時～12時、13時～16時 ※面談は相談日の1週間前 から電話で予約受付 ※面談時間は30分	東京都住宅政策本部 不動産業課 都庁第2本庁舎3階 指導相談担当 ☎03-5320-5071
	不動産取引紛争等の民事上の法律相談(弁護士等による面談)	月～金曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) (面談相談のみ・要予約) 13時～16時 ※面談の予約方法については 右記問合せ先へ ※面談時間は20分	東京都住宅政策本部 不動産業課 都庁第2本庁舎3階 東京都不動産取引 特別相談室 ☎03-5320-5015
住まいの ダイヤル	住宅の取得やリフォームなど、住まいに関する様々な相談	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) (電話相談のみ)10時～17時	公益財団法人住宅リフォーム・ 紛争処理支援センター ☎0570-016-100 (ナビダイヤル) ☎03-3556-5147
消費生活に に関する相談	消費者トラブル全般 に関する相談(不動 産含む)	月～土曜日 (祝日、12/29 から 1/3 を除く) 9時～17時 (電話または面談相談・予約不要) (聴覚障害者の方向けのメール相談) <a href="https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan_syuwa.html">https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/sodan_syuwa.html</a>	東京都消費生活総合センター 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ ☎03-3235-1155

- 本ガイドブックの内容は、変更になる場合がありますので、ご了承ください。
- 本ガイドブックに掲載している事業の他にも、国や東京都、その他の機関の支援事業がある場合があります。必要に応じ、それぞれの機関のホームページ等でご確認ください。
- 本書は「台東区カラーユニバーサルデザインガイドライン」に基づき、より多くの人に見やすく、読みやすいような色使いを心がけております。また、多くの人に読みやすくなるようにデザインされた書体である「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。

## 住宅総合ガイドブック

令和6年3月発行 令和5年度登録第74号  
台東区 都市づくり部住宅課  
〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6  
TEL 03-5246-1367

VOC  
FREE

VOCフリーインクを使用  
古紙再生紙を使用しています